

リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応について

(案)

1. 問題の所在 (確認)

①被害実態

- リーチサイト・リーチアプリによって、違法にアップロードされたマンガ、雑誌、ライトノベル、写真集、音楽、アニメ、映画、放送番組等の拡散が助長され、被害が生じている。
- リーチサイト運営者にリンクの削除を求めても法的根拠が曖昧であるとして応じてくれない場合がある。
- 検索エンジン会社にリーチサイトを検索結果に表示しないよう求めても法的位置づけが不明確なため対応が難しいとして対応されない。(⇒その後のヒアリング(本小委員会 2017年)ではグーグルは、トップページは削除してくれないものの各コンテンツへのリンクは削除対応してくれるようになったとのこと。)
- リーチサイトの運営やリーチアプリの提供が著作権侵害の幫助に当たるとしても、正犯の検挙が困難なため刑事手続きを踏むことは困難。
- 大手 UGC サイトにゲームの違法コピーが蔵置されたサイトへのアクセス・ダウンロード方法の指南がされているものがあり、違法コンテンツの拡散に積極的に寄与している。

②権利者からの要望内容

- リーチサイト・リーチアプリ運営者を刑事摘発できるようにしてほしい。
- リーチサイトを検索エンジンの検索結果に表示されないようにすることを求める。
- 違法コンテンツと知りながらその拡散のためにリンクを貼るみなし侵害等として差止請求及び刑事罰の対象としてほしい。
- 技術的保護手段・技術的利用制限手段の回避プログラムをそうと知りながら拡散するためにリンクを貼る行為も違法にしてほしい。

2. 検討の視点（確認）

○昨期の小委員会において、以下の検討の視点を取りまとめた。

検討の視点

- ① リンク情報の提供行為は、インターネットによる情報伝達において不可欠な役割を担うものであり、表現行為として憲法第 21 条第 1 項により保護される。もっとも、表現行為も、絶対無制限なものではなく、公共の福祉を実現するために必要かつ合理的な制約を受ける。
- ② 表現の自由の制約に当たっては、厳格な基準¹を併用しつつ、利益衡量²を行うことが要求される。そのため、検討に当たっては、表現の自由と著作権者の利益保護を比較考量し、公共の福祉を実現するために必要かつ合理的な制約とすることが必要である。また、表現行為を規制する場合、憲法上保護に値する表現行為をしようとする者を萎縮させ、表現の自由を不当に制限する結果を招来するおそれのないよう³、規制の対象となるものとそうでないものとの区別の明確性についても配慮する必要がある。
- ③ 侵害コンテンツへのリンク情報の提供行為が幫助（正犯の行為を容易にする行為）に該当する場合には民事責任や刑事責任を負うこともあり得るが、リンク情報の提供行為全般について違法と適法の境界を画定するのは必ずしも容易ではない。そのため、今般の検討では、リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為による被害状況を踏まえ、さしあたり緊急に対応する必要性の高い悪質な行為類型を取り出して対応を検討することとする。

¹ 厳格な基準としては、主として、「明白かつ現在の基準」、「必要最小限度の基準」（規制の対象・程度が必要最小限度であることを要求するもの）、「LRA の基準」（規制の対象・程度がより制限的でない他の選び得る手段であるかどうかを審査するもの）が該当する（第 17 期文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（第 3 回）資料 3 「木下氏提出資料」より）

² よど号判決以来、「自由に対する制限が必要かつ合理的なものとして是認されるかどうかは、右の目的のために制限が必要とされる程度と、制限される自由の内容及び性質、これに加えられる具体的制限の態様及び程度等を較量して決せられるべき」として定式化されている。（第 17 期文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（第 3 回）資料 3 「木下氏提出資料」より）

³ 最大判昭和 59 年 12 月 12 日民集 38 卷 12 号 1308 頁[札幌税関検査事件]参照

3. 対応に当たっての基本的な考え方

- 権利者から報告のあった被害状況や意見も踏まえれば、リーチサイトやリーチアプリを通じて行われる侵害コンテンツの送信による被害が深刻であると認められる。これらは、多くの場合侵害コンテンツの拡散の助長を目的として開設・提供され、利用者が関心のあるコンテンツを見つけやすいようにするための工夫を行った上で（他の海賊版サイトや汎用クラウドロッカー等に蔵置された）侵害コンテンツのリンク情報の提供等が行われていることから、侵害コンテンツの拡散への寄与の度合いが大きいと認められる。これらのサイトは国内外のサーバー等を用いて様々な形で展開されており、国内法が及ぶものも及ばないものもあるものと考えられる。
- また、消費者が侵害コンテンツにアクセスする経路としては、①インターネット情報検索サービスを通じて海賊版蔵置サイトやリーチサイトのトップページに到達した上でこれらのサイトを通じて侵害コンテンツにアクセスする方法、又は②インターネット情報検索サービスを通じて海賊版蔵置サイトやリーチサイト内に掲載された侵害コンテンツのリンク等を取得し、当該侵害コンテンツへのアクセスする方法が一般的に採られているものと考えられる。インターネット情報検索サービスについては、サービスそのものは中立的な目的で提供されているものの、利用者が特定の著作物のタイトルや海賊版に関連するキーワードを入力することによって、侵害コンテンツのリンク情報を容易に取得させる手段として機能しており、侵害コンテンツの拡散に相当程度寄与していると認められる。
- これらのことを踏まえ、インターネット上の権利侵害に関し権利保護の実効性を確保するという今般の制度改正の目的に照らせば、これらの経路（別紙1参照）を通じて行われる侵害コンテンツの送信による被害の発生の停止や予防の必要性は高いものと考えられる。
- 他方、海賊版蔵置サイトやリーチサイトのような場以外の場（例えば個人が一般的な言論活動を行うことを目的として開設している SNS のアカウント等）において単発的に行われる表現の中に侵害コンテンツのリンク情報が含まれているようなケースについては、その被害実態が必ずしも明らかではない。正当な表現行為の萎縮が生じないよう、こうした場における表現行為は今般の法的措置の対象とはしないこととし、当該行為に対する差止請求の可否については、引き続き現行法の解釈・運用に委ねることが適当ではないか。

4. リーチサイト・リーチアプリ等への対応について

(1) 民事（差止請求）について

上記3. を踏まえ、リーチサイト・リーチアプリにおける侵害コンテンツに係るリンク情報の提供等については、当該場等そのものが類型的に侵害コンテンツの拡散を助長する蓋然性が高いことを踏まえ、以下の要件を充足するような場合に著作権侵害とみなすこととし、差止請求の対象とすることとしてはどうか。

注：以下は大まかな制度設計のコンセプトを示したものであり、下記の文言をそのまま法律の条文に反映させることを意図するものではない。

①場・手段について

対象をリーチサイト・リーチアプリといった場・手段に限定するための方法として、例えば、「主として違法な自動公衆送信を助長する目的で開設されているものと認められるウェブサイト等」⁴、「主として違法な自動公衆送信を助長する機能を担っているウェブサイト等」などとして、サイトの開設等の目的や客観的に果たしている機能に着目して、侵害の助長に寄与する蓋然性の高い場等に限定してはどうか。

②主観について

「違法にアップロードされた著作物と知っている場合、又はそう知ることができたと認めるに足る相当の理由がある場合」等として、侵害コンテンツであることについて故意・過失が認められる場合に限定することとしてはどうか。

なお、現行法上、差止請求の対象となる行為に係る要件に主観要件が採用されている場合であっても、基本的に侵害に対する認識に関する要件以外の要件は付されておらず、①において侵害の助長に寄与する蓋然性の高い場等に対象を限定しているため、図利加害目的等の要件を更に加える必要はないのではないか。

【更にご審議いただきたい点】

自らがリンク情報の提供等を行った場が①の要件に該当するリーチサイト等であることについての認識も要件とすることが適当か。

⁴ 「ウェブサイト等」とは、ここでは社会通念上一体として認められるまとまり程度のことを指す。例えばツイッターのアカウントが「ウェブサイト等」に該当し、各つぶやきは当該「ウェブサイト等」を構成する部分として評価されることを想定している。また、侵害コンテンツの拡散の度合いを考えれば、ネットワークを通じて機能することが想定されるものに限定されるべきであり、例えば紙媒体の雑誌等は「ウェブサイト等」に入らないものとして想定している。

⁵ 過失も対象にする理由は、発信者情報開示請求が認められるための要件として「権利が侵害されたことが明らかである」ことが求められているため（プロバイダ責任制限法第4条）、故意のある場合に限ってみなし侵害とすることとした場合、サイト運営者が自らリンク等を掲載せず誰でも自由に掲載できるタイプのリーチサイトにおいては、プロバイダに対してリンク等の掲載者に関する発信者情報開示請求ができなくなり、そして発信者情報開示請求ができなければ当該者に対して権利者が通知をすることもできず、故意要件を充足させることもできなくなるおそれがあるためである。

③行為について

侵害コンテンツへの誘導の直接性の観点からは、対象とすべき行為としては、侵害コンテンツへの直接リンクが典型的には考えられるが、例えば違法な動画投稿サイトにおいて個々の動画の視聴が可能となるページのリンク情報はエンベッドリンクの形で動画を表示しているものも多いと考えられるところ、このようなケースを含め、侵害コンテンツへの到達が容易に行えるようなページのリンク情報の提供も差止請求の対象とすることが、権利保護の実効性を確保するためには必要と考えられる。

また、侵害コンテンツの誘導の方法の観点からは、リンク情報を提供する方法のみならず、侵害コンテンツが蔵置されているサイト内の検索機能を使用して侵害コンテンツへのリンク情報を取得することを可能とする指令を実行するための「ボタン」を掲載する行為も、侵害コンテンツに容易に到達できる手段を提供しているといえる限りにおいて、権利者に及ぶ不利益という観点からは同様の法的評価が可能と考えられる。

したがって、リーチサイト等による被害に対する実効的な救済手段を提供するという今般の制度整備の目的に鑑み、リンク情報のみならず、「ボタン」等についても対象からは除外せず、当該著作物に係るリンク情報その他当該著作物への到達を容易にするための情報の提供等と評価できる行為については、差止請求の対象とするべきではないか。

また、国内法の及ばない（海外の）海賊版蔵置サイトに蔵置されている侵害コンテンツのリンク情報等が国内法の及ぶリーチサイトを介して提供されることによる被害を防止するため、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものに係るリンク情報等についても差止請求の対象とすることが適当と考えられるがどうか。

【更にご審議いただきたい点】

リーチアプリの提供行為については、情報埋め込み型や外部情報取得型①のみならず、外部情報取得型②についても、侵害コンテンツに容易に到達できる手段を提供していると評価して、差止の対象とすることが適当と考えられるが、そのような取扱いでよいか。（リーチアプリの分類につき別紙2参照）

その場合、外部情報取得型②については、ユーザーによる情報の取得行為に対するアプリ提供者の関与の度合いはリーチサイト運営者に比べて小さいと考えられるが、アプリ提供行為を「侵害コンテンツへの到達を容易にしている」という評価によってまとめて処理することが適当か。

※リーチサイト運営者に対する差止請求について

＜個々の著作物に係るリンク情報等の掲載行為に関する差止請求について＞

リンク情報の掲載者がリーチサイトの開設者と異なる場合、今般の制度整備においては、一義的には、リンク情報の掲載者がみなし侵害行為の主体と評価されるため、当該者に対する差止請求が認められることとなる。

もっとも、個々のリンク情報が差止請求の対象となる場合において、当該リンクに関するサイト運営者に対する差止請求の可否等については、いわゆる「間接侵害」におけるサ

イト運営者の責任全般に関連するものであり、リーチサイトに限って特別な制度を設ける必要性も明らかではないことから、特段法定することはせず、間接侵害に関する一般論に委ねることが適当と考える。すなわち、例えば、サイトの運営者がリンク情報等が掲載されている状態を放置すること自体が当該情報の掲載行為と評価されるような場合は、対象となり得るものと考えられる⁶。

なお、侵害の態様によっては、個々の著作物に係るリンク情報の提供行為等に関する予防措置（112条第2項）としてサイト自体の削除が認められる可能性はあるものと考えられる。

<リーチサイト運営行為そのものの差止請求について>

リーチサイトを運営する行為は、個々のリンク情報の提供を行う者との比較において、違法行為の助長の度合いがより大きいとも評価できる。しかし、差止請求権は個々の著作物に係る著作権者が自己の権利の円満な実現をするために行使が認められる権利であるという性格を踏まえれば、個々の権利に関する侵害の排除や予防のために必要な範囲を超えてサイト運営の差止を請求する権利を個々の権利者に付与することは過剰差止となるため、難しいように思われる。

したがって、リーチサイト運営行為への対応については、上記の予防措置の範囲内で行われるもののほかは、後述するように、刑事罰によることが適当ではないか。

④対象著作物について

以下の理由から、対象著作物を有償著作物等に限定することはしないことが適当ではないか。

- ・被害状況を踏まえれば、少なくとも無料放送や無料のウェブマンガが対象とならなければ権利保護が不十分なものとなる⁷ため、少なくとも有償著作物への限定を行うべきではない。
- ・自動公衆送信権の侵害は基本的には著作物の種類を問わず同様に適用され、今般の対応は、その侵害行為を助長するような行為について対応を図ろうとするものである。したがって、表現の自由という対抗利益への配慮のために特に必要性があるという場合は別段、基本的には著作物の種類等によって権利保護に差異を設けることは控えるべきと考えられる。
- ・対象著作物について要件が加重されればされるほど差止の対象となるか否かが利用者

⁶ 例えば、東京高裁平成17年3月3日判決（平成16（ネ）第2067号）では、「自己が提供し発言削除についての最終権限を有する掲示板の運営者は、これに書き込まれた発言が著作権侵害（公衆送信権の侵害）に当たるときには、そのような発言の提供の場を設けた者として、その侵害行為を放置している場合には、その侵害態様、著作権者からの申し入れの態様、さらには発言者の対応いかんによっては、その放置自体が著作権侵害行為と評価すべき場合もあるというべき」とし、行為主体性を認めている。

⁷ 無償で提供されている著作物についても、少なくとも無許諾利用によりライセンス料相当額の被害が生じていると評価できるものと考えられる（第114条第3項）。なお、ロクラクⅡ事件では、有償提供されていない放送番組についても有償提供されていた放送番組の料金を基に損害額が認定されている。

にとって判断しづらくなり⁸、却って萎縮効果が生じやすくなる。

- ・表現の自由への配慮については、対象となるサイト等の限定や主観要件を適切に設定することで対応することが適当と考えられる。

【更にご審議いただきたい点】

「原作のまま」の要件を付すことや、「デッドコピー」に限定したりすることは適当か⁹。一部改変を加えたり、翻案したりして作成された侵害コンテンツを差止請求の対象とすること又は対象から除外することは、権利の適切な保護と表現の自由の保障のバランスの観点から、どのように評価すべきか。

また、以下の点についてどのように考えるか。

- ① 「原作のまま」の指し示す範囲について
- ② 「デッドコピー」をどのように定義するか

⑤その他の要素（正当な目的を有する場合の取扱い等）について

【更にご審議いただきたい点】

①～④の要件を前提とした場合に、更に正当な表現行為として差止請求の対象から除外すべきケースはあるか。

⁸ 例えば、「有償著作物」という限定がなされた場合、対象範囲は狭くはなるが、当該著作物が有償で販売されていないことが確認されない限り、差止対象となるかが明らかにはならない。この点、有償で販売されているものを見つけることは難しくない場合もあるが、有償販売されている著作物等を網羅的に検索できるシステムはないため、有償著作物に該当しないことを確認するのは事実上不可能ではないかと考えられる。

⁹ 著作権侵害については、プロバイダ責任制限法では対象著作物によって取扱いに差異は設けられておらず、運用においてガイドラインによってデッドコピーと認められる場合とそうでない場合とで異なる取扱いをすることとされている。

(2) 刑事について

①新たな罰則を設ける必要性について

- 以下の理由から、差止請求の対象となる行為を法定することに伴い、刑事罰についても制度を設ける必要があるのではないか。
 - ・ 侵害コンテンツの拡散を助長する悪質な行為について著作権侵害とは別に独立して権利行使を認めることとするという今般の制度整備の趣旨に照らせば、民事上の請求による救済を可能とするのみならず罰則を認めることによる抑止効果を生じさせることが適当であり、罰則も少なくとも一定の範囲で定めることが適当と考えられる。
 - ・ 仮に幫助に当たる場合でも、実務上、正犯の立件ができない場合は立件が困難な場合が多いと考えられ、実際上の必要性も認められる。
 - ・ みなし侵害とすることを前提として考えると、このような取扱いは、侵害コンテンツの拡散に関わる他のみなし侵害行為を含め、著作権法体系における罰則全体との均衡の観点からも適当と考えられる。

②具体的な制度設計について

(1) を踏まえ、リーチサイト・リーチアプリ等におけるリンク情報等の掲載行為及びリーチサイトの運営行為・リーチアプリの提供行為について罰則を設けるべきではないか。

ア リーチサイト・リーチアプリ等におけるリンク情報等の掲載行為（(1)のみなし侵害行為）

(1)のみなし侵害になるようなリーチサイト等の侵害コンテンツを拡散する蓋然性の高い場等において侵害コンテンツのリンク等を掲載する行為は、悪質性が強いと認められ、抑止効果が生じるようにすることが適当であると考えられることに加え、著作権法上の他の罰則との均衡の観点から、原則として当該行為を刑事罰の対象とするべきではないか。

なおその際、(1)のみなし侵害行為のうち過失によるものについては表現行為への委縮効果への配慮から対象から除外することが適当と考えられるがどうか。

イ リーチサイト運営・リーチアプリ提供行為

リーチサイトやリーチアプリといった侵害コンテンツを拡散する蓋然性の高い場の運営や手段の提供を行うことは、個々のリンク情報の提供等を行う者との比較において、違法行為を助長する度合いがより大きく、社会総体として見た時に著作権者により深刻な不利益を及ぼしていると評価できることから、個々の著作物等に係るリンク情報等の提供行為とは独立して、社会的な法益侵害を及ぼすもの¹⁰として、罰則の対象とするべきではないか。

¹⁰ 例えば技術的保護手段の回避装置等の提供行為については、個々の著作権者の権利のみなし侵害の対象とはなっていない一方、著作権侵害行為を助長する蓋然性が高く、社会的法益侵害を及ぼすものとして罰則の対象となっているものと考えられる。

5. インターネット情報検索サービスへの対応について

(1) インターネット情報検索サービスについて

- 3. で述べた通り、インターネット情報検索サービスについては、サービスそのものは中立的な目的で提供されているものの、利用者が特定の著作物のタイトルや海賊版に関連するキーワードを入力することによって、侵害コンテンツのリンク情報を容易に取得させる手段として機能しており、侵害コンテンツの拡散に相当程度寄与していると認められる。
- また、リーチサイト・リーチアプリ等型に関し4. で検討したような必要な法制度の整備をすることによって国内法の及ぶリーチサイトにおけるリンク情報の提供行為等については差止請求等が可能となるものの、日本法が適用されないリーチサイトや海賊版蔵置サイトについては差止請求等の対象とならないため、これらのサイト内の侵害コンテンツのリンク情報等がインターネット情報検索サービスにおいて提供されることによる、侵害コンテンツの拡散を防ぐことは困難であると考えられる。
- したがって、インターネット情報検索サービスにおけるリンク情報の提供行為を差止請求等の対象とすることについて検討する必要があるのではないか。検討にあたっては、前述のとおりインターネット情報検索サービスが侵害コンテンツの拡散に相当程度寄与するものであると認められることに加え、以下の性質を考慮する必要があると考えられる。
 - ・インターネット情報検索サービスの目的は中立的であり、侵害の助長を目的とするサービスではないこと
 - ・インターネット情報検索サービスは、海賊版サイトやリーチサイトのみならず様々な一般のサイトの情報を検索結果として表示するものであることから、個人が一般的な言論活動を行うことを目的として開設している SNS のアカウント等) における単発的に行われる表現の中に侵害コンテンツのリンク情報が含まれているようなケースも検索結果として含まれていること
 - ・インターネット情報検索サービスにおける検索結果の提供は、検索事業者による表現行為としての側面を有するほか、公衆が、インターネット上に情報を発信したり、インターネット上の膨大な量の情報の中から必要なものを入手したりすることを支援するものであり、現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしていること¹¹。
 - ・他方、インターネット情報検索サービスが行う情報提供の全てが上記の役割から正当化されるわけではなく、国民の権利の保護など公共の福祉のための一定の制約を受け得るものであること¹²。

¹¹ 最高裁平成 29 年 1 月 31 日決定民集 71 卷 1 号 63 頁

¹² 前掲注 11 参照

【更にご審議いただきたい点】

以上の点を踏まえ、インターネット情報検索サービスによるリーチサイト等のトップページあるいはリーチサイト等に掲載された侵害コンテンツに係るリンク情報の提供行為について、差止請求等の対象とすべきか

【参考】インターネット情報検索サービスにおける現在の取組状況について

- 本小委員会におけるインターネット情報検索サービス事業者¹³の説明によれば、以下のとおりであった。
 - ・デジタルミレニアム著作権法（DMCA）に基づく権利者からの違法コンテンツの URL に関するリクエストを受け取った際、正当なリクエストであれば、リーチサイトのものか侵害サイトのものかは区別せず、検索結果からの削除を行っている。
 - ・そのようなリクエストが多いリーチサイトのようなサイトについては多くの場合「降格シグナル」が働き、検索結果のランキングが下げられるようになっている。
 - ・この仕組みは世界中で同じように動いており日本の権利者からのリクエストも同様に処理している。
- 本小委員会における権利者側の説明¹⁴によれば、検索エンジン運営会社における検索結果の削除対応については、以下のように変遷しており、最近では、リーチサイトのトップページの削除には応じてもらえないものの、個別ページについては対応されるようになっているとのことだった。
 - 平成 28 年前半：法的に不明確であるとの理由によりリーチサイト全般について対応されなかった
 - 平成 29 年 2 月：一部のリーチサイトの作品へのリンクが掲載されている個別ページについて対応された（申請 66 件中 54 件について拒否）。
 - 平成 29 年 7 月：リーチサイトの作品へのリンクが掲載されている個別ページについて対応されるようになった。

（２）民事（差止請求）について

仮にインターネット情報検索サービス型を差止請求等の対象とする場合、（１）を踏まえ、以下の要件を充足するような場合に著作権侵害とみなすこととしてはどうか。

①場・手段について

侵害コンテンツの拡散への寄与の度合いに照らして、広くインターネット上の情報を対象とする検索サービス（言い換えれば、特定のウェブサイト内において提供される検索機能を除く）としてはどうか。

¹³ 平成 29 年法制・基本問題小委員会（第 2 回）におけるグーグル合同会社へのヒアリング

¹⁴ 平成 29 年法制・基本問題小委員会（第 3 回）におけるコンテンツ流通促進機構（CODA）へのヒアリング

②主観要件について

インターネット情報検索サービスは通常プログラムによって自動的に情報を収集し検索結果の表示が行われるものであるところ、当該サービスがインターネット上の情報流通の基盤として果たしている役割も踏まえれば、これに事前監視義務を課すのは適当ではないと考えられる¹⁵。したがって、主観要件について、違法にアップロードされた著作物と知っている場合としてはどうか。

③行為について

リーチサイト・リーチアプリ等型と同様、当該著作物に係るリンク情報その他当該著作物への到達を容易にするための情報の提供等を対象としてはどうか。

その際、国内法の及ばない（海外の）海賊版蔵置サイトに蔵置されている侵害コンテンツのリンク情報等が国内法の及ぶリーチサイトを介して提供されることによる被害を防止するため、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものに係るリンク情報等についても差止請求の対象とすることが適当と考えられるがどうか。

また、対象となるリンク情報から一般的な SNS 等における言論行為を除外するために対象となるリンク情報等を除外するため、リーチサイトや海賊版蔵置サイト内のウェブページに係る URL 等に限定することが適当と考えられるがどうか。

【更にご審議いただきたい点】

リーチサイトや海賊版蔵置サイトのトップページの URL は対象とすべきか。

リーチサイト等のトップページは、通常、特定のコンテンツへの到達に直ちにつながるとは言い難いと思われることから、個々の著作権者がトップページの URL の削除を請求できることとすると過剰差止となる可能性が考えられる。一方、一般的な侵害コンテンツへのアクセスの経路としてはインターネット情報検索サービスからリーチサイト等のトップページを介して侵害コンテンツに到達するという経路が一般的と考えられ、権利保護の実効性を確保するためには対応の必要性が高いとも考えられる。これらについてどのように考えるべきか。

¹⁵ 前掲注 11 参照

④対象著作物について

リーチサイト・リーチアプリ等型と同様、対象著作物を有償著作物等に限定することはしないことが適当と考えるかどうか。

【更にご審議いただきたい点】

「原作のまま」の要件を付すことや、「デッドコピー」に限定したりすることは適当か¹⁶。一部改変を加えたり、翻案したりして作成された侵害コンテンツを差止請求の対象とすること又は対象から除外することは、権利の適切な保護と表現の自由の保障のバランスの観点から、どのように評価すべきか。

また、以下の点についてどのように考えるか。

①「原作のまま」の指し示す範囲について

②「デッドコピー」をどのように定義するか

⑤その他の要素（正当な目的を有する場合の取扱い等）について

【更にご審議いただきたい点】

①～④の要件を前提とした場合に、更に正当な表現行為として差止請求の対象から除外すべきケースはあるか。

（3）刑事について

インターネット情報検索サービスにおけるリンク情報等の提供行為を一定の範囲でみなし侵害の対象とした場合に、刑事罰を科すべきか。

【更にご審議いただきたい点】

インターネット情報検索サービスにおけるリンク情報等の提供行為の刑事罰の取扱いについて、どのように考えるか。

¹⁶ 著作権侵害については、プロバイダ責任制限法では対象著作物によって取扱いに差異は設けられておらず、運用においてガイドラインによってデッドコピーと認められる場合とそうでない場合とで異なる取扱いをすることとされている。

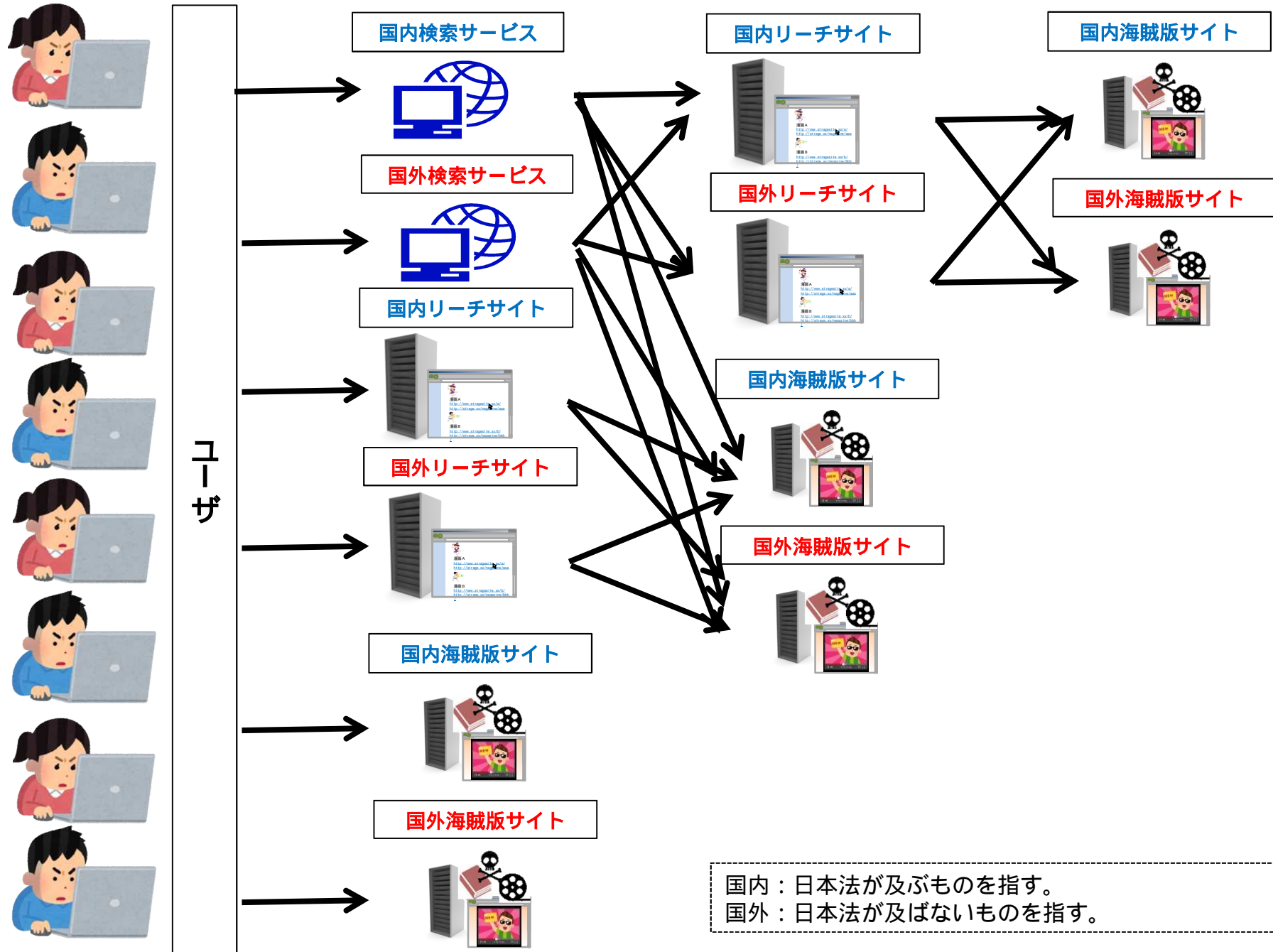
6. 法の適切な運用環境の確保について

上記4. 5. の検討の結果適当とされた措置を講じる上では、時代の変化による陳腐化や潜脱を回避するため、一定程度抽象的な要件（リーチサイト等の範囲や、対象となる侵害コンテンツへの到達を容易にするための情報等の範囲 等）によって法的措置の対象を画する部分が出てくることが想定される。

このことによって、法の予測可能性が低下し、正当な表現活動の萎縮又は過度な利用が行われることを避けるため、関係者においてガイドライン¹⁷を策定するなど、法が適切に運用されるようにするための取組を行うことが期待されるのではないか。

¹⁷ 例えばプロバイダ責任制限法については著作権侵害に関する運用のためのガイドラインが関係者によって策定されている。

侵害コンテンツへの閲覧経路



リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為の行為類型

リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為として、以下の2つの行為類型が確認された。

「サイト」型（いわゆる「リーチサイト」の類型）

「アプリ」型（いわゆる「リーチアプリ」の類型）

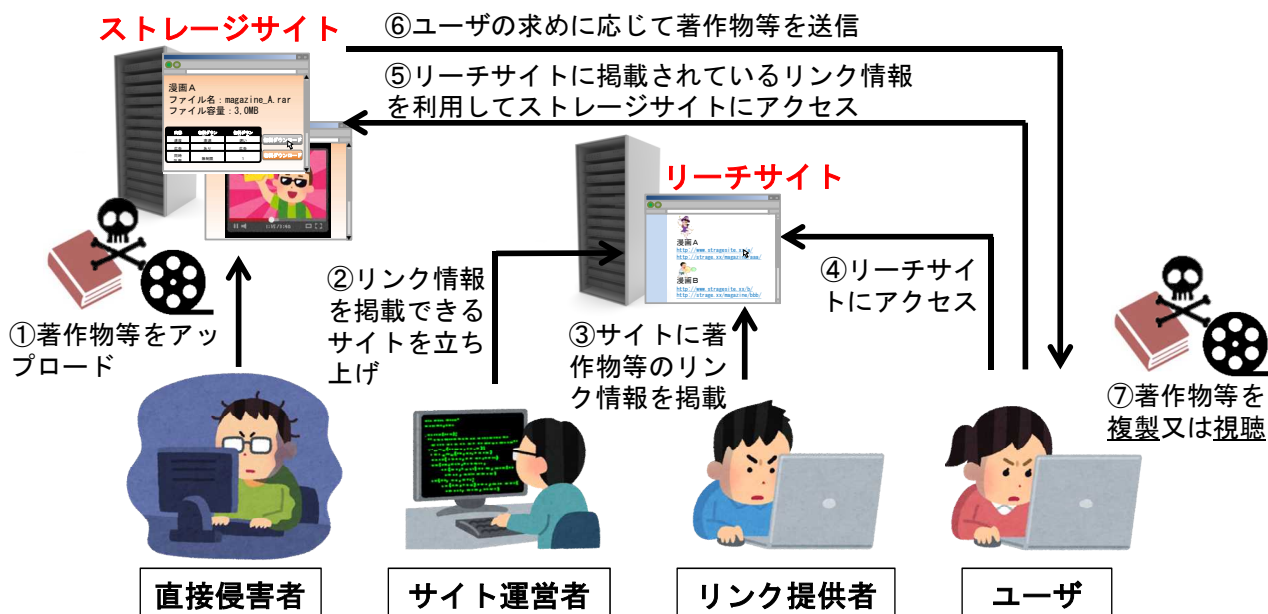
平成28年12月27日（火）

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（第4回）

1

「サイト」型（いわゆる「リーチサイト」の類型）

違法にアップロードされた著作物等へのリンク情報をウェブサイトに掲載して、ユーザを当該著作物等へ誘導する行為類型



※「サイト運営者」と「リンク提供者」が同一人物の場合（運営者投稿型）もある

ストレージサイトの形態

- ・ユーザに対して、著作物等をダウンロード形式により提供している場合とストリーミング形式により提供している場合がある
- ・ユーザに対して、有料の高速ダウンロードサービスを提供する形態が確認されている

リーチサイトの形態

- ・ハイパーリンク形式（※1）のリンクが掲載されている場合とインラインリンク形式（※2）のリンクが掲載されている場合がある
- ・リンクが複数掲載されている場合と単数掲載されている場合がある
- ・広告が掲載されている場合とされていない場合がある

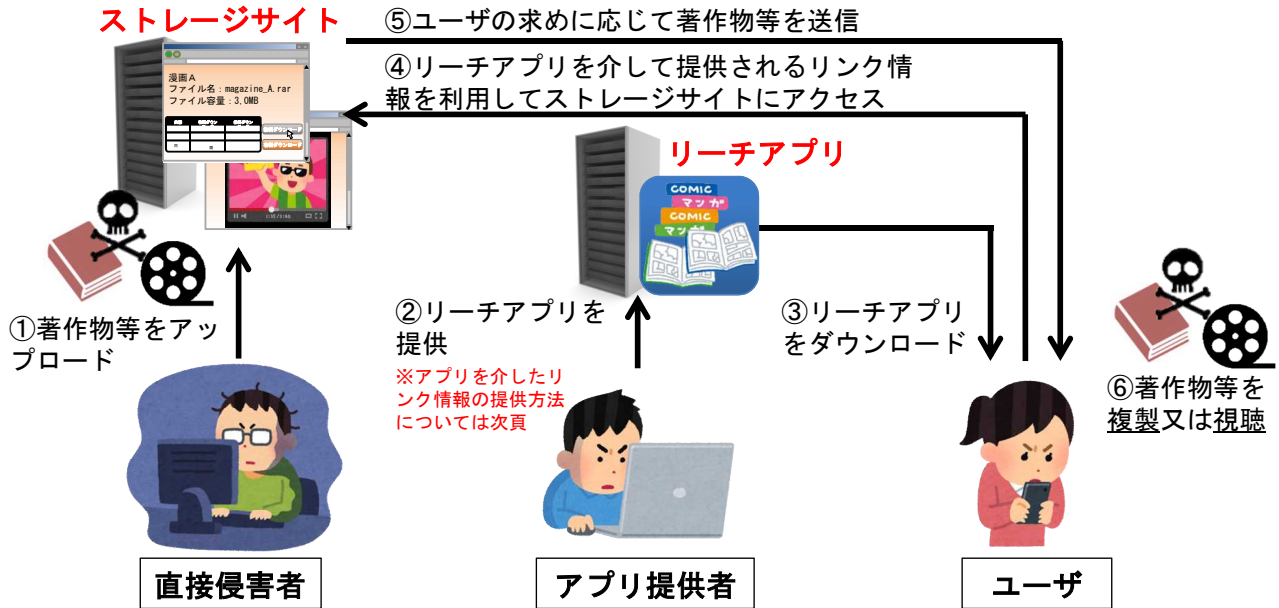
（※1）ユーザがリンクをクリックすることにより、リンク先サイトに接続し、リンク先サイトの画面上でコンテンツが表示されるもの。

（※2）ユーザの操作を介することなく、リンク先サイトの画面又はこれを構成するコンテンツファイルが自動的に表示されるように設定されているもの。

2

「アプリ」型（いわゆる「リーチアプリ」の類型）

アプリケーションソフトを介して、違法にアップロードされた著作物等へのリンク情報を提供して、ユーザを当該著作物等へ誘導する行為類型



ストレージサイトの形態

・ユーザに対して著作物等をダウンロード形式により提供している場合とストリーミング形式により提供している場合がある

リーチアプリの形態

・ハイパーリンク形式によるリンクが提供される場合とインラインリンク形式によるリンクが提供される場合がある
・広告が掲載されているものが確認されている

3

（「アプリ」型における）アプリを介したリンク情報の提供方法

情報埋め込み型

アプリ内にリンク情報が埋め込まれているタイプ

（リンクを更新させるためにはアプリを更新させる必要がある）

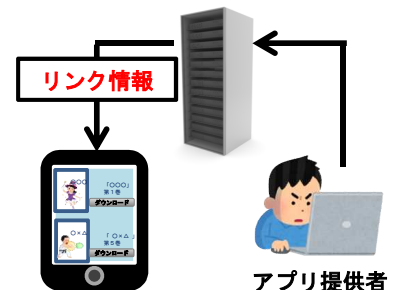


外部情報取得型

アプリ内にはリンク情報がなく、アプリを起動後に外部のサーバーに蔵置されたリンク情報を取得するタイプ

①アプリ提供者が外部サーバーに蔵置したリンク情報を取得するタイプ

- ①-1 ユーザがアプリを起動すると自動的に、アプリ提供者が蔵置したリンク情報のリストを取得するタイプ
- ①-2 ユーザに、アプリ画面を介してアプリ提供者が用意した検索エンジンを使用させ、検索結果としてリンクを取得するタイプ



②アプリ提供者以外が外部サーバーに蔵置したリンク情報を取得するタイプ

- ②-1 ユーザに、アプリ画面を介して、アプリに組み込まれた条件で外部の汎用検索エンジンを使用させ、検索結果としてリンクを取得するタイプ
- ②-2 ユーザに、アプリ画面を介して、外部の特定サイト内の検索エンジンを使用させ、検索結果として当該特定サイト内のリンクを取得するタイプ



4